

統一的な基準による財務書類の作成について

1 統一的な基準による財務書類について

現在の地方公共団体の会計は、予算の適正かつ確実な執行を図るという観点から、単年度における現金収支を経理する「現金主義」の会計が採用されており、決算書もこれに基づいて作成・公表されています。

しかし、現金主義では、これまで整備した公共資産の状況や、今後返済すべき地方債の残高など、資産と負債のストック情報がなく、行政サービスに要した正確なコストが見えにくいといったデメリットがあります。

そこで、現金主義による決算に加え、企業会計の経理手法である「発生主義」を用い、資産・負債のストック情報や減価償却費等のコストを把握した財務書類の作成と公表が求められています。

このような状況の中、総務省は、平成27年1月に「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」を示し、平成27年度から平成29年度までの3年間で、全ての地方公共団体において「統一的な基準」による財務書類等を作成するように要請しています。

つくば市ではこの要請を受け、企業会計的手法を取り入れた発生主義・複式簿記として、歳入・歳出の現金取引のみならず、すべてのフロー情報や、ストック情報を把握できるよう見直し、平成28年度決算から「統一的な基準」による財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）を作成し、公表しています。

2 平成27年度以前のつくば市財務書類からの変更等

つくば市では、平成20年度決算から「総務省方式改訂モデル」により、普通会計及び連結会計での財務書類を作成、公表してまいりましたが、「統一的な基準」への移行に伴い、以下の変更等がございます。

(1) 固定資産台帳の整備

「総務省方式改訂モデル」では、決算統計などの既存の資料の数値を使用して、固定資産を評価し、財務書類を作成しておりましたが、「統一的な基準」では、財務書類作成のための補助簿として、所有する全ての固定資産の情報について記載した固定資産台帳を整備しました。

これにより、1資産単位毎に取得価額や耐用年数等の正確な情報を備えることとなり、取得から除売却処分に至るまでの経緯を個々の資産毎に管理することが可能になりました。

また、固定資産台帳は、将来的に公共施設の老朽化対策等に係る資産管理等への活用においても利用可能なものとなります。

(2) 歳入歳出データ等による複式仕訳の導入

「総務省方式改訂モデル」では、決算統計などの既存の資料の数値を使用して、財務書類の各科目の金額を算出しておりましたが、「統一的な基準」では、歳入歳出データ（個別の伝票データ）や各種原簿・台帳などから複式仕訳（複式簿記に準じた仕訳）を行い、作成した各会計帳簿から誘導的に財務書類を作成しております。

個別の伝票データに対してそれぞれ仕訳を付与することで、予算科目単位等で集計した金額を用いた仕訳とは異なり、詳細な仕訳が可能となったため、従来よりも正確なコスト情報等の把握が可能となりました。

(3) 財務書類の様式及び各科目の変更

「統一的な基準」では、財務書類の様式及び各科目が見直され、官公庁会計独自の科目を残しつつも、より企業会計の財務諸表に近いものとなりました。これにより、従来よりも可読性が向上し、市民のみなさまにより理解しやすい内容になりました。

また、「統一的な基準」による財務書類の作成は、全国の地方自治体に要請されていることから、「総務省方式改訂モデル」や「総務省方式基準モデル」など複数の基準が混在していた従来よりも団体間の比較可能性の向上が期待されます。